

以下の3点に関連して、教育職員免許法施行規則等を改正する。

- 「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」における提言内容を踏まえた改正
- 免許状更新講習の改善に関する改正
- 幼保連携型認定こども園制度開始に伴う改正

## 1. 「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」を踏まえた改正

「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」（平成25年10月15日 教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議）における提言を踏まえ、以下の2点について改正を行う。

### (1) 教職課程における情報の公表

教職課程を有する大学が、教員の養成に係る教育の質の向上や社会に対する説明責任を果たすため、教員養成に関する情報について、公表を義務付ける。

＜公表が必要な情報＞

教員養成の目標、教員養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績、教員養成に係る授業科目、卒業生の教員免許状取得の状況、卒業生の教員への就職状況 等

### (2) 教職課程のグローバル化対応

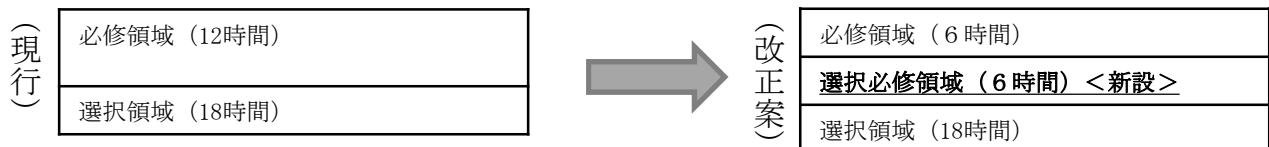
教職課程を有する大学に入学した者が、当該大学に入学する前に外国の大学において修得した単位を、免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができることを法令上明らかにする。

## 2. 免許状更新講習の改善に関する改正

「教員免許更新制度の改善について」（平成26年3月18日 教員免許更新制度の改善に係る検討会議）における提言を踏まえ、以下のとおり免許状更新講習の枠組み及び内容について改正を行う。

### (1) 選択必修領域の導入について

これまで必修領域（12時間）及び選択領域（18時間）だった枠組みを、必修領域（6時間）、選択必修領域（6時間）及び選択領域（18時間）とし、現下の教育課題を適切に選択して学べるようにする。



### (2) 各領域の内容の見直しについて

必修領域について、全受講者が共通に受講すべき内容を精選するとともに、選択必修領域について、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講するものとして内容を構成する。

**必修領域（改正案）：**

国の教育政策や世界の教育の動向、教員としての子ども観、教育観等についての省察、子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）、子どもの生活の変化を踏まえた課題

**選択必修領域（改正案）：**

学校を巡る近年の状況の変化、学習指導要領の改訂の動向等、法令改正及び国の審議会の状況等、様々な問題に対する組織的対応の必要性、学校における危機管理上の課題、教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。）、進路指導及びキャリア教育、学校、家庭並びに地域の連携及び協働、道徳教育、英語教育、国際理解及び異文化理解教育、教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）、その他文部科学大臣が必要と認める内容

## 3. 幼保連携型認定こども園制度開始に伴う改正

新たな「幼保連携型認定こども園」の創設に伴い、その職員である「保育教諭等」については「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則となることに対応し、必要な規定の整備を行う。

- (1) 幼稚園に関する規定において、「幼保連携型認定こども園」を加える。
- (2) (幼稚園の)「主幹教諭」及び「指導教諭」等に関する規定において、(幼保連携型認定こども園の)「主幹保育教諭」及び「指導保育教諭」等を加える。
- (3) (幼稚園を設置する)「学校法人」に関する規定において、(幼保連携型認定こども園を設置する)「社会福祉法人」を加える。 等

## 4. 施行日

- (1) 1. 及び3. については、平成27年4月1日
- (2) 2. については、平成28年4月1日

改正案	現行
<p>第六条 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。</p> <p>（表略）</p> <p>備考</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）<u>、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては幼稚園、中学校及び幼保連携型認定こども園、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園又は小学校には、特別支援学校の幼稚部又は小学部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中学部又は高等</u></p>	<p>第六条 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。</p> <p>（表略）</p> <p>備考</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては幼稚園及び中学校、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園又は小学校には、特別支援学校の幼稚部又は小学部を含み、<u>中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中学部又は高等部を含む。</u></p>

部を含む。

八（略）

九 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第十八項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）、小学校（特別支援学校の小学部及び附則第十八項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

十（略）

第七条（略）

2（略）

5 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。

一（略）

三 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする

八（略）

九 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第十八項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）又は小学校（特別支援学校の小学部及び附則第十八項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

十（略）

第七条（略）

2（略）

5 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。

一（略）

三 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする

る新教育領域を担任する教員に限り、二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。  
）として一年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。

6～7 (略)

(他の大学で修得した科目の単位数)

第十条の七 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第三十条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第十六条第一項又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第二十二条第一項若しくは第二十八条第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第二条から第六条、第七條、第九條、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学

る新教育領域を担任する教員に限り、二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員を含む。）として一年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。

6～7 (略)

(他の大学で修得した科目の単位数)

第十条の七 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第三十条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第十六条第一項又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第二十二條第一項若しくは第二十八条第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第二条から第六条、第七條、第九條、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

校教諭の二種免許状)に係る各科目の単位数を上限とする。

2  
略

第二十二條の六 認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること
  - 二 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること
  - 三 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること
  - 四 卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること
  - 五 卒業者の教員への就職の状況に関すること
  - 六 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること
- 2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

第六十一條の四 免許管理者は、免許法第九條の二第一項の規定による申請をした者(免許法第九條の三第三項各号に掲げる者に限る。)が次の各号のいずれかに該当する者(第一号、第二号及び第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有していないと免許管理者が認める者を除く。)であるときは、免許法第九條の二第三項の規定により、免

2  
略

(新設)

第六十一條の四 免許管理者は、免許法第九條の二第一項の規定による申請をした者(免許法第九條の三第三項各号に掲げる者に限る。)が次の各号のいずれかに該当する者(第一号、第二号及び第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有していないと免許管理者が認める者を除く。)であるときは、免許法第九條の二第三項の規定により、免

許状更新講習を受ける必要がないものとして認めるものとする。

一 校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭又は指導保育教諭

二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

三 免許状更新講習の講師

四 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前二号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

イ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ロ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人

ハ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ニ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）  
第六十五條の七第三号において同じ。）

ホ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定したもの

五 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつ

許状更新講習を受ける必要がないものとして認めるものとする。

一 校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭

二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

三 免許状更新講習の講師

四 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前二号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

イ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ロ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人

ハ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定したもの

五 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつ

た者に対する表彰等であつて免許管理者が指定したものを受けた者  
六 その他前各号に掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者と  
して、文部科学大臣が別に定める者

第六十一条の八 前条の申請をしようとする者は、免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）第四条の表選択領域の項に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たつては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める免許状更新講習を履修しなければならない。  
い。

- 一 教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 教諭を対象とする免許状更新講習
- 二 養護教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 三 栄養教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

第六十五条の七 免許法第二条第二項に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者は、次に掲げる者であつて教育職員以外の者とする。

- 一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園の職員
- 二 教育委員会又は教育委員会の所管に属する教育機関（前号に規定するものを除く。）の職員
- 三 教育職員として任命され、又は雇用された者であつて、任命権者又

た者に対する表彰等であつて免許管理者が指定したものを受けた者  
六 その他前各号に掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者と  
して、文部科学大臣が別に定める者

第六十一条の八 前条の申請をしようとする者は、免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たつては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める免許状更新講習を履修しなければならない。  
一 教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 教諭を対象とする免許状更新講習

- 二 養護教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 三 栄養教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

第六十五条の七 免許法第二条第二項に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者は、次に掲げる者であつて教育職員以外の者とする。

- 一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の職員
- 二 教育委員会又は教育委員会の所管に属する教育機関（前号に規定するものを除く。）の職員
- 三 教育職員として任命され、又は雇用された者であつて、任命権者又

は雇用者の要請に応じ、引き続き地方公共団体の職員又は国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人、私立学校法第三条に規定する学校法人若しくは社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人の役員若しくは職員となつてゐる者

第六十五条の九 免許法第五条第二項、第六条第四項、第九条第四項括弧書及び第十六条の二第二項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条の表選択領域の項に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たつては、次の各号に掲げる授与を受けようとする普通免許状の種類に応じ、当該各号に定めるものを履修するものとする。

- 一 教諭の免許状 教諭を対象とする免許状更新講習
- 二 養護教諭の免許状 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 三 栄養教諭の免許状 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

第六十八条 免許法別表第三備考第七号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、免許法別表第三の規定の適用を受ける者にあつては、校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事若しくは社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若

は雇用者の要請に応じ、引き続き地方公共団体の職員又は国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人若しくは私立学校法第三条に規定する学校法人の役員若しくは職員となつてゐる者

第六十五条の九 免許法第五条第二項、第六条第四項、第九条第四項括弧書及び第十六条の二第二項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たつては、次の各号に掲げる授与を受けようとする普通免許状の種類に応じ、当該各号に定めるものを履修するものとする。

- 一 教諭の免許状 教諭を対象とする免許状更新講習
- 二 養護教諭の免許状 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 三 栄養教諭の免許状 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

第六十八条 免許法別表第三備考第七号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、免許法別表第三の規定の適用を受ける者にあつては、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師の職とする。



しくは講師の職とする。

第六十九条の三 免許法別表第六備考第四号に規定する文部科学省令で定める職員は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

附則

8 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。附則第十項の表備考第一号において同じ。）において専ら幼児の保育に従事する職員

二 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員

三 次に掲げる施設の保育士

イ 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所

ロ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの

第六十九条の三 免許法別表第六備考第四号に規定する文部科学省令で定める職員は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

附則

8 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。附則第十項の表備考第一号において同じ。）において専ら幼児の保育に従事する職員

二 次に掲げる施設の保育士

イ 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所

ロ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの

及び同条第九項の規定による公示がされたもの  
 ハ イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの

10 免許法附則第十九項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。

種 幼		第一欄	第二欄	第三欄
許状 一種免				
(勤務時間の合計が 三)	有することを必要とする最低在職年数	附則第七項各号に掲げる免許状の区分に 応じそれぞれ当該各号に定める基礎資格 を取得した後、附則第八項に規定する職員として良好な成績 で勤務した旨の実務 証明責任者の証明を 有することを必要とする 最低在職年数	附則第七項各号に掲げる免許状 の区分に 応じそれぞれ当該各号に定める基礎資格 を取得した後、前項に規定する機関において 修得することを必要とする最低 単位数	八

及び同条第五項の規定による公示がされたもの  
 ハ イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの

10 免許法附則第十九項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。

種 幼		第一欄	第二欄	第三欄
許状 一種免				
(勤務時間の合計が 三)	有することを必要とする最低在職年数	附則第七項各号に掲げる免許状の区分に 応じそれぞれ当該各号に定める基礎資格 を取得した後、附則第八項に規定する職員として良好な成績 で勤務した旨の実務 証明責任者の証明を 有することを必要とする 最低在職年数	附則第七項各号に掲げる免許状 の区分に 応じそれぞれ当該各号に定める基礎資格 を取得した後、前項に規定する機関において 修得することを必要とする最低 単位数	八

		園 教 諭	
		二種免 許状	
備考 一 第二欄の実務証明責任者は、附則第八項第一号及び第二号に掲げる者にあつては幼稚園の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、同項第三号に掲げる者にあつてはその者が勤務した施設の設置者とする。 二〇六 (略)		(勤務時間の合計が 四千三百二十時間以 上の場合に限る。)	四千三百二十時間以 上の場合に限る。)
		三	八

28 免許法附則第八項ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条の表選択領域の項に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たつては、教諭を対象とするものを履修しなければならない。

32 免許法附則第十二項ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条の表選択領域の項に掲げる事

		園 教 諭	
		二種免 許状	
備考 一 第二欄の実務証明責任者は、附則第八項第一号に掲げる者にあつては幼稚園の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、同項第二号に掲げる者にあつてはその者が勤務した施設の設置者とする。 二〇六 (略)		(勤務時間の合計が 四千三百二十時間以 上の場合に限る。)	四千三百二十時間以 上の場合に限る。)
		三	八

28 免許法附則第八項ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たつては、教諭を対象とするものを履修しなければならない。

32 免許法附則第十二項ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条第一項第二号に掲げる事項に

項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、次の各号に掲げる授与を受けようとする普通免許状の種類に応じ、当該各号に定めるものを履修しなければならない。

- 一 養護教諭の免許状 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 二 教諭の免許状 教諭を対象とする免許状更新講習

別記第四号様式（第七十三条の三関係）

免許状更新講習（修了）（履修）証明書

氏名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり、免許状更新講習の（課程を修了）（課程の一部を履修）したことを証明する。

年 月 日

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇 印

記

必修領域

免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日

選択必修領域

係る免許状更新講習を履修するに当たっては、次の各号に掲げる授与を受けようとする普通免許状の種類に応じ、当該各号に定めるものを履修しなければならない。

- 一 養護教諭の免許状 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 二 教諭の免許状 教諭を対象とする免許状更新講習

別記第四号様式（第七十三条の三関係）

免許状更新講習（修了）（履修）証明書

氏名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり、免許状更新講習の（課程を修了）（課程の一部を履修）したことを証明する。

年 月 日

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇 印

記

1. 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項

免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日

免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日	対象免許種

選択領域

免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日	対象免許種

備考

一 「対象免許種」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。

二 「必修領域」、「選択必修領域」又は「選択領域」のうち一又は二の領域について証明する場合には、証明しない領域の欄は設けな

2. 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項

免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日	対象免許種

備考

一 「対象免許種」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。

二 「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」又は「

<p>いこととする。</p> <p>三 平成二十八年三月三十一日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。</p>	<p>教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」のうちいずれか一方について証明する場合には、他方の欄は設けないこととする。</p>
---	--

○教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）（案）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第三条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する教育の職にある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 校長、副校長又は教頭</p> <p>二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者</p> <p>三 地方公共団体の職員又は国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人若しくは私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（いずれも幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置するものに限る。）若しくは社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準</p>	<p>附則</p> <p>第三条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する教育の職にある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 校長、副校長又は教頭</p> <p>二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者</p> <p>三 地方公共団体の職員又は国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人若しくは私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（いずれも幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。）の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者</p>

ずる者として免許管理者が定める者

四 前三号に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

第十条 免許管理者は、前条第一項第四号に規定する認定に係る申請をし、た旧免許状所持現職教員が次の各号のいずれかに該当する者（第一号、第二号及び第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有していないと免許管理者が認める者を除く。）であるときは、改正法附則第二条第五項の規定により、免許状更新講習を受ける必要がないものとして認めるものとする。

一 校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭又は指導保育教諭

二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

三 免許状更新講習の講師

四 附則第三条第三号に規定する者のうち、前二号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

五 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があった者に対する表彰等であつて免許管理者が指定したものを受けた者

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者として、文部科学大臣が別に定める者

2 前項の規定による認定を受けた旧免許状所持現職教員は、その修了確

四 前三号に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

第十条 免許管理者は、前条第一項第四号に規定する認定に係る申請をし、た旧免許状所持現職教員が次の各号のいずれかに該当する者（第一号、第二号及び第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有していないと免許管理者が認める者を除く。）であるときは、改正法附則第二条第五項の規定により、免許状更新講習を受ける必要がないものとして認めるものとする。

一 校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭

二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

三 免許状更新講習の講師

四 附則第三条第三号に規定する者のうち、前二号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

五 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があった者に対する表彰等であつて免許管理者が指定したものを受けた者

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者として、文部科学大臣が別に定める者

2 前項の規定による認定を受けた旧免許状所持現職教員は、その修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた者とみなす。



認期限までに更新講習修了確認を受けた者とみなす。

第十一条 更新講習修了確認を受けようとする者は、免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）第四条の表選択領域の項に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める免許状更新講習を履修しなければならない。

- 一 教諭の職にある者 教諭を対象とする免許状更新講習
- 二 養護教諭の職にある者 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 三 栄養教諭の職にある者 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

第十二条 昭和二十九年改正法附則第十項ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条の表選択領域の項に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、教諭を対象とするものを履修しなければならない。

第十一条 更新講習修了確認を受けようとする者は、免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める免許状更新講習を履修しなければならない。

- 一 教諭の職にある者 教諭を対象とする免許状更新講習
- 二 養護教諭の職にある者 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 三 栄養教諭の職にある者 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

第十二条 昭和二十九年改正法附則第十項ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、教諭を対象とするものを履修しなければならない。

○免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）（案）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（講習の内容等）			
<p>第四条 免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる領域に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同条第二項に規定する免許状更新講習の時間の内訳は、同表の下欄に掲げる時間とする。</p>			
領域	事項	時間	
必修領域	<p>イ 国の教育政策や世界の教育の動向</p> <p>ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察</p> <p>ハ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）</p> <p>ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題</p>	六時 以上	
			<p>（講習の内容）</p> <p>第四条 免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項</p> <p>二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項</p>

選択領域	選択必修領域
幼児、児童又は生徒に対する教科指	<p>イ 学校を巡る近年の状況の変化</p> <p>ロ 学習指導要領の改訂の動向等</p> <p>ハ 法令改正及び国の審議会の状況等</p> <p>ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性</p> <p>ホ 学校における危機管理上の課題</p> <p>ヘ 教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。）</p> <p>ト 進路指導及びキャリア教育</p> <p>チ 学校、家庭並びに地域の連携及び協働</p> <p>リ 道徳教育</p> <p>ヌ 英語教育</p> <p>ル 国際理解及び異文化理解教育</p> <p>ヲ 教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）</p> <p>ワ その他文部科学大臣が必要と認める内容</p>
十八	上 間 以 六 時

導及び生徒指導上の課題

時間  
以上

備考 必修領域とは、全ての受講者が受講する領域をいい、選択必修領域とは、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域をいい、選択領域とは、受講者が任意に選択して受講する領域をいう。

(削除)

(修了認定の方法及び基準)

第六条 修了認定は試験による成績審査に合格した者に対して行うものとし、当該修了認定の基準は、前条に規定する事項について基礎的な知識技能を有することとする。

(講習を受講できる者)

第九条 免許法第九条の三第三項第一号に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施

2 前項第一号及び第二号に規定する事項の詳細な内容は、文部科学大臣が別に定める。

(修了認定の方法及び基準)

第六条 修了認定は試験による成績審査に合格した者に対して行うものとし、当該修了認定の基準は、文部科学大臣が別に定める。

(講習を受講できる者)

第九条 免許法第九条の三第三項第一号に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施

行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

一 校長、副校長、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者並びに免許法施行規則第六十九条の三に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）（次項第一号において「学校」という。）において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で常時勤務に服する者

二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

三 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

イ 国立大学法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ロ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人

行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

一 校長、副校長、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者並びに免許法施行規則第六十九条の三に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下次項第一号において「学校」という。）において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で常時勤務に服する者

二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

三 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

イ 国立大学法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ロ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人

ハ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）

ホ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定したもの

四 前三号に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

2 免許法第九条の三第三項第二号に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

一 学校の校長、副校長、教頭又は教育職員であつた者であつて、教育職員となることを希望する者（前項第一号から第三号までに該当する者を除く。）

二 次に掲げる施設に勤務する保育士

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所

ハ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定したもの

四 前三号に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

2 免許法第九条の三第三項第二号に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

一 学校の校長、副校長、教頭又は教育職員であつた者であつて、教育職員となることを希望する者（前項第一号から第三号までに該当する者を除く。）

二 次に掲げる施設に勤務する保育士

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所

ハ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（幼稚園を設置する者が設置するものに限る。）

三 教育職員に任命され、又は雇用されることが見込まれる者

#### 附 則

1 この省令による改正前の免許状更新講習規則（以下「旧省令」）第四条第一項第一号の事項について履修認定を受けた者は、この省令による改正後の免許状更新講習規則（以下「新省令」という。）第四条の表必修領域の項及び選択必修領域の項に掲げる事項について履修認定を受けた者とみなす。

2 旧省令第四条第一項第二号の事項について履修認定を受けた者は、新省令第四条の表選択領域の項に掲げる事項について履修認定を受けた者とみなす。

ハ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（幼稚園を設置する者が設置するものに限る。）

三 教育職員に任命され、又は雇用されることが見込まれる者

○免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示

(平成二十年文部科学省告示第五十号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現

行

(廃止)

1 免許状更新講習(平成二十年文部科学省令第十号)第四条第二項に規定する事項の詳細な内容は、次の表に掲げる項目及び内容を含むものとする。

事項(時間数)	項目	内容
一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 (十二時間以上)	教職についての省察 子どもの変化についての理解	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察 イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。)



--

2 免許状講習規則第六条に規定する修了認定の基準は、前項の表に掲げる各事項毎の項目及び内容について基礎的な知識技能を有することとする。

二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項 (十八時間以上)			
	学校の内外における連携協力についての理解	教育政策の動向についての理解	
	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題	イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等	ロ 子どもの生活の変化を踏まえた課題